

第4次大船渡市障がい者計画

第7期大船渡市障がい福祉実施計画・
第3期大船渡市障がい児福祉実施計画

令和6年3月
大船渡市

「障がい」・「障害」の表記について

現在、本市で作成する行政文書等においては、「障害」という表記について、「害」という字の印象の悪さから、「障がい」と表記しています。

例外として、「障がい」と表記とすることにより、その言葉の持つ意味が失われるおそれがある言葉(例:法律名、条例名、法律等で使用されている用語、関係団体・関係施設の名称、固有名詞)や人の状態を表すものでない言葉(例:電波の障害、障害物)については、「障害」と表記しており、本計画においてもこの基準を適用しています。

目 次

第1部 総論	5
第1章 計画の策定に当たって	6
1 計画策定の背景と趣旨	6
2 計画の位置付け	7
3 計画の期間	8
4 SDGsについて	8
5 計画の策定体制	9
第2章 計画の推進体制等	10
1 計画の推進	10
2 計画の点検評価	10
第3章 障がい者を取り巻く状況	11
1 総人口と世帯数の状況	11
2 障がい者の状況	11
3 障がい者の就学、雇用・就労の状況	14
4 障がい者を取り巻く課題	15
第2部 第4次大船渡市障がい者計画	18
第1章 計画の基本的な考え方	19
1 基本理念	19
2 基本理念を実現するための横断的視点	19
3 基本目標（施策の方向性）	21
4 計画の体系	22
第2章 基本目標と施策	23
施策 1 差別解消・権利擁護	23
施策 2 情報・コミュニケーション	25
施策 3 生活支援	26
施策 4 保健・医療	29
施策 5 住まい・環境	30
施策 6 防災・防犯	31
施策 7 雇用・就労	32
施策 8 教育	34
施策 9 芸術文化・スポーツ活動	36

第3部 第7期大船渡市障がい福祉実施計画

・第3期大船渡市障がい児福祉実施計画	37
第1章 障がい者(児)福祉の充実のための成果目標	38
1 施設入所者の地域生活への移行	38
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	39
3 地域生活支援の充実	40
4 福祉施設から一般就労への移行等	41
5 障がい児支援の提供体制の整備等	42
6 相談支援体制の充実・強化等	43
7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	44
第2章 障がい福祉サービス等の見込み	45
1 障がい福祉サービスの見込量	45
2 障がい児サービス等の見込量	53
3 相談支援の見込量	56
4 地域生活支援事業の見込量	57
《参考》 大船渡市におけるサービスの構成	65
資料編	66
1 策定経過	66
2 策定体制	67

第1部

総論

第1章

計画の策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、平成26年（2014年）1月に共生社会の実現に向けた「障害者の権利に関する条約」を批准して以来、障がい者を取り巻く環境の改善のため、法改正等が進められており、平成30年（2018年）の児童福祉法の一部改正では、障がい児福祉計画の策定や医療的ケアを要する障がい児に対する支援が規定されるなど、更なる障がい者（児）福祉の推進のための環境整備が進められています。

本市では、平成10年3月に「大船渡市障害者福祉計画」を策定し、計画の見直しを重ねながら、障がいのある方とない方が共に支え合うまちづくりを推進してきました。

また、平成18年度に「大船渡市障がい福祉計画」を策定して以降、6期にわたって障害福祉サービスなどの提供体制の確保を図ってきました。

現在、障がい福祉を取り巻く環境は、高齢化や障がいの重度化、発達障がいや医療的ケア児などの特性に応じた切れ目のない支援の必要性などを背景に、多様化・複雑化しています。

このような状況を踏まえ、国では、令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」を策定し、共生社会の実現に向け、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定めています。

本市においては、「第3次大船渡市障がい者福祉計画」及び「第6期大船渡市障がい福祉計画・第2期大船渡市障がい児福祉計画」の計画期間が令和5年度で終了することから、これまでの取組の成果や課題を明確にしながら、障がい者の現状や国の障がい者施策を踏まえ、計画を改訂するものです。

なお、今回の計画改訂に当たり、計画名を見直し、基本計画である「大船渡市障がい者福祉計画」を「大船渡市障がい者計画」に、実施計画である「大船渡市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を「大船渡市障がい福祉実施計画・障がい児福祉実施計画」にそれぞれ改めるとともに、基本計画と実施計画の関係性をより明確化し、本市の障がい者（児）に関する施策を引き続き計画的に推進していくため、両計画を一体的に策定します。

2 計画の位置付け

(1) 根拠法令

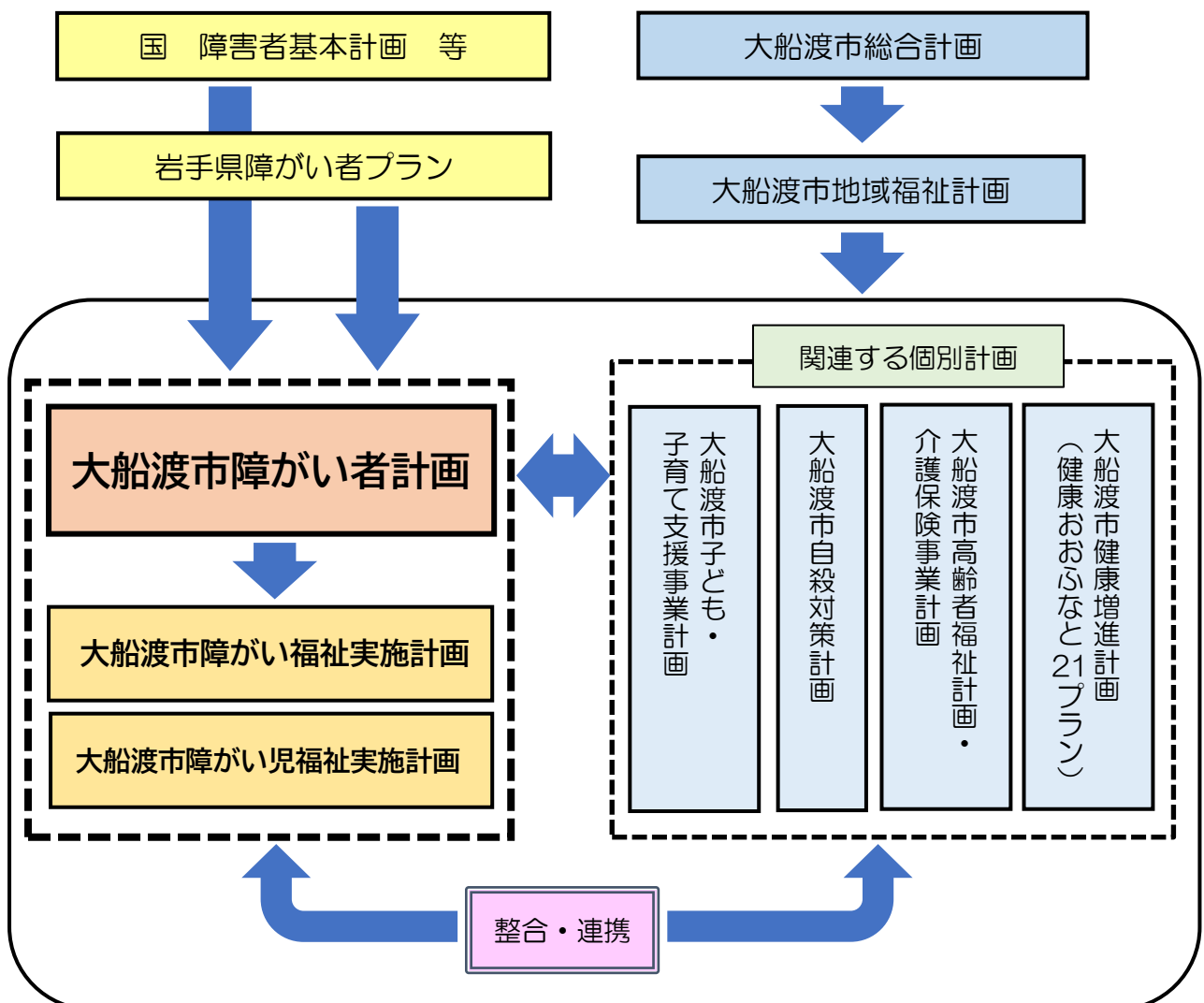
障がい者計画は、「障害者基本法」第11条第3項に定める「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）として、本市における障がいの生活全般に係る幅広い分野の施策を、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

障がい福祉実施計画は、「障害者総合支援法」第88条に定める「障害福祉計画」として、本市における障がい福祉サービスの必要量、提供体制確保のための方策を定める計画です。

障がい児福祉実施計画は、「児童福祉法」第33条の20に定める「障害児福祉計画」として、児童福祉法に基づくサービスの必要量、提供体制確保のための方策を定める計画です。

(2) 他の計画等との関係

本市の最上位計画である「大船渡市総合計画」や地域福祉の推進に関する上位計画である「大船渡市地域福祉計画」等との整合を図るとともに、保健・医療・福祉分野の事業とも連携しています。



3 計画の期間

基本計画に位置づけられる「障がい者計画」の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間となります。

また、実施計画に位置づけられる「障がい福祉実施計画」及び「障がい児福祉実施計画」の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間となり、次期計画は令和8年度に改訂します。

計画名	年度											
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
障がい者計画	第3次計画			第4次計画						第5次計画		
障がい福祉実施計画	第6期計画			第7期計画		第8期計画			第9期計画			
障がい児福祉実施計画	第2期計画			第3期計画		第4期計画			第5期計画			

4 SDGsについて

SDGs（持続可能な開発目標）とは、発展途上国と先進国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、平成27年（2015年）の国連持続可能な開発サミットにおいて全会一致で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない社会の実現を目指し、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することの重要性が示されています。

SDGsの達成に向けた取組は、様々な課題の解決に貢献し、持続可能で自立した地域社会の構築につながることから、本市においても、SDGsの理念や17のゴールを踏まえながら、総合計画の推進・取組の展開を図ることとしています。

SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現は、「地域共生社会」の実現につながるものであり、本計画でもSDGsを意識して障がい者福祉施策の推進を図ることとします。

《本計画と特に関連性が高いSDGsにおける開発目標》



5 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、障がいなどがある市民や障がい福祉サービスなどを提供している事業所の意見やニーズを把握するため、アンケート調査を実施したほか、障がい者団体、福祉関係団体、ボランティア団体等の協力・参画によるワークショップを開催しました。

計画策定体制としては、庁内において「第4次大船渡市障がい者福祉計画庁内策定会議」、「第4次大船渡市障がい者福祉計画策定ワーキンググループ」の2体制で計画を検討し、気仙地域障がい者自立支援協議会内に設置する「障がい福祉計画部会」により、関係者から意見等をいただきました。

(1) アンケート調査の実施

障がい者福祉に対するニーズや問題点を把握し、その結果を計画内容に反映することを目的として、障がい者などを対象にアンケート調査を実施しました。

また、サービス供給量の把握等を目的として、事業所アンケートを実施しました。

調査対象	調査期間	調査方法	配布件数	回収状況
身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者 特別児童扶養手当対象者	令和5年 5月～6月	郵送 インターネット	448件 (無作為抽出)	218件 (48.7%)
障がい福祉サービス提供事業者	令和5年 8月～9月	郵送 メール	18件	11件 (61.1%)

(2) ワークショップの開催

「大船渡市における障がいのある方を取り巻く課題と地域の強み」をテーマに、障がい者団体、福祉関係団体、ボランティア団体等を対象としたワークショップを開催し、課題と解決方策などについて意見交換を行いました。

開催年月日	開催場所	参加者数
令和5年8月3日(木)	大船渡市総合福祉センター	17人

(3) 気仙地域障がい者自立支援協議会・障がい福祉計画部会での検討

気仙地域障がい者自立支援協議会は、気仙地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、障がい当事者団体等から意見を幅広く取り入れ、適切な支援体制を作り上げていくために組織されています。

当該協議会内に、本市に関係する団体などで構成する「障がい福祉計画部会」を設置し、当事者及び関係機関からの意見等を頂きました。

開催年月日	開催場所	参加者数
令和5年11月22日(水)	大船渡市総合福祉センター	20人

第2章

計画の推進体制等

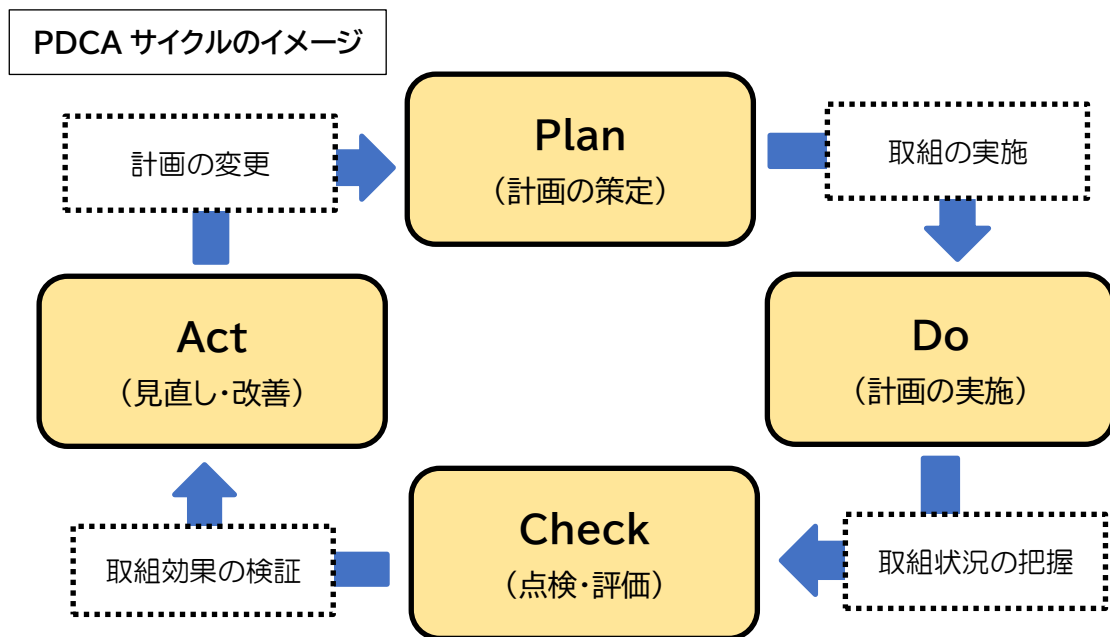
1 計画の推進

本計画の推進に当たっては、保健、医療、福祉、教育、労働、生活環境など、様々な分野が関連しています。そのため、庁内関係課はもとより、気仙地域障がい者自立支援協議会を軸とした幅広い分野における関係機関や関係団体と連携を強化し、一人一人の障がい特性やライフステージに応じた総合的継続的な支援を推進します。

2 計画の点検評価

(1) 計画の進行管理

本計画の進行管理に当たっては、「障がい福祉実施計画・障がい児福祉実施計画」の見直しの際に3年ごとに実施する障がい者を対象とした福祉に関するアンケート等を活用し、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のサイクル（PDCAサイクル）の手法を用いて、定期的に行進状況を管理・評価し、計画の推進に取り組みます。



(2) 評価指標

本計画は、障がい者の生活全般に係る幅広い分野の施策を総合的に推進する計画であることから、評価指標を設定し、その状況を把握しながら計画の進捗状況を確認します。

第3章 障がい者を取り巻く状況

1 総人口と世帯数の状況

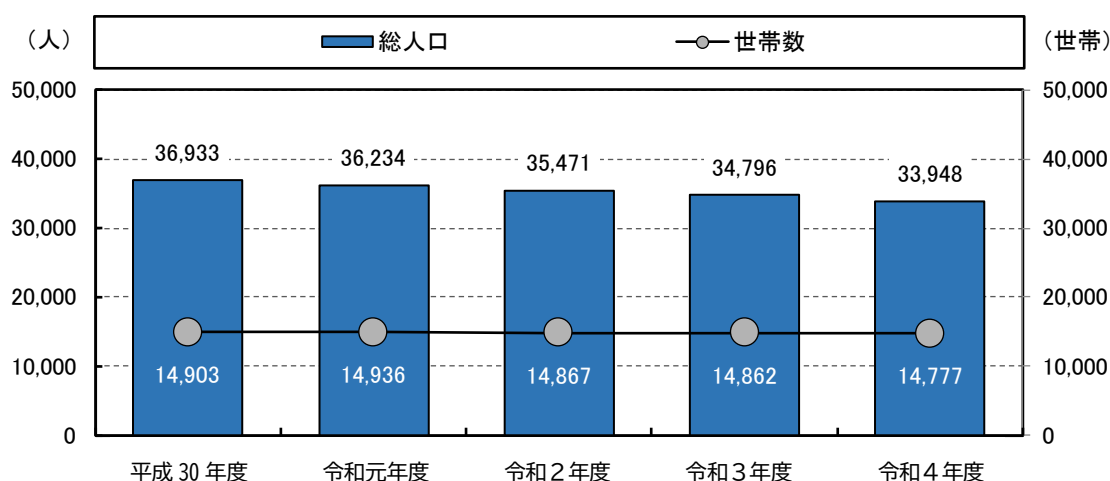
本市の人口は各年で減少しており、1世帯当たりの人員数も減少を続けています。

◇総人口と世帯数の推移

(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口	36,933	36,234	35,471	34,796	33,948
世帯数	14,903	14,936	14,867	14,862	14,777
1世帯当たり人員数	2.48	2.43	2.39	2.34	2.30

資料：住民基本台帳（各年度3月末）



2 障がい者の状況

(1) 障がい者総数

障がい者別の推移については、身体障がい者は減少傾向、知的障がい者はほぼ横ばい、精神障がい者は増加傾向にあります。また、障がい者のうち、全体の約7割を身体障がい者が占めています。

◇障がい者数の推移（手帳所持者）

(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障がい者(身体障害者手帳所持者)	1,613	1,617	1,588	1,549	1,550
知的障がい者(療育手帳所持者)	426	433	429	425	426
精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳所持者)	305	318	312	321	328
計	2,344	2,368	2,329	2,295	2,304

資料：大船渡保健所（各年度3月末）

(2) 身体障がい者の状況

本市の身体障害者手帳の所持者数の状況は、令和4年度末で合計1,550人となっており、障害別では、肢体不自由が731人で最も多く、次に多いのは、内部障害の545人となっています。

年齢別では、65歳以上が1,207人で、7割以上を占めています。

◇身体障害者手帳所持者の状況

(単位：人)

区分		視覚障害	聴覚・平衡 感覚障害	音声言語・ そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害	計
1級	18歳未満	0	0	0	5	4	9
	18歳以上	12	0	0	43	64	119
	65歳以上	49	1	0	95	277	422
	計	61	1	0	143	345	550
2級	18歳未満	1	1	0	1	0	3
	18歳以上	11	7	0	34	0	52
	65歳以上	33	21	1	85	1	141
	計	45	29	1	120	1	196
3級	18歳未満	0	0	0	2	0	2
	18歳以上	0	7	2	25	14	48
	65歳以上	5	6	9	104	97	221
	計	5	13	11	131	111	271
4級	18歳未満	0	0	0	0	1	1
	18歳以上	1	0	4	39	13	57
	65歳以上	2	15	3	181	74	275
	計	3	15	7	220	88	333
5級	18歳未満	0	0	0	2	0	2
	18歳以上	6	0	0	22	0	28
	65歳以上	11	0	0	47	0	58
	計	17	0	0	71	0	88
6級	18歳未満	0	0	0	1	0	1
	18歳以上	1	6	0	14	0	21
	65歳以上	8	51	0	31	0	90
	計	9	57	0	46	0	112
合計	18歳未満	1	1	0	11	5	18
	18歳以上	31	20	6	177	91	325
	65歳以上	108	94	13	543	449	1,207
	計	140	115	19	731	545	1,550

資料：大船渡保健所（令和5年3月末）

(3) 知的障がい者の状況

本市の療育手帳所持者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

程度別にみるとおおむね同じ割合ですが、18歳未満の所持者数は減少傾向、18歳以上は増加傾向で推移しています。

◇程度別療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A (重度)	18歳未満	16	13	14	11	14
	18歳以上	129	131	129	132	130
	計	145	144	143	143	144
B (中・軽度)	18歳未満	36	37	31	23	22
	18歳以上	245	252	255	259	260
	計	281	289	286	282	282
合計	18歳未満	52	50	45	34	36
	18歳以上	374	383	384	391	390
	計	426	433	429	425	426

資料：大船渡保健所（各年度3月末）

(4) 精神障がい者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向で推移しており、級別では2級が多くなっています。

◇精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	104	102	97	93	94
2級	152	169	164	179	188
3級	49	47	51	49	46
計	305	318	312	321	328

資料：大船渡保健所（各年度3月末）

◇精神疾患患者の医療状況の推移

(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立支援医療受給者証所持者 (通院医療費公費負担利用者)	393	429	436	454	406

資料：大船渡保健所（各年度3月末）

(5) 難病患者等の状況

原因が不明で治療法が確立されていない難病のうち、厚生労働省が定める疾患を「特定疾患」とし、その治療にかかる医療費の一部を公費で負担しています。

令和4年度末の本市の特定医療費受給者数は327人となっています。

◇特定疾患医療受給者数の推移

(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定医療費受給者数	298	307	329	317	327

資料：大船渡保健所（各年度3月末）

3 障がい者の就学、雇用・就労の状況

(1) 障がい者の就学状況

令和元年度以降の本市における市内小中学校の特別支援学級数と児童生徒数は、以下のとおりとなっています。

特別支援学級数と在籍児童生徒数は、令和5年度では33学級91人となっています。

◇小中学校の特別支援学級の状況

(単位：人)

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数
小学校	21	38	23	48	27	67	27	72	23	61
中学校	11	19	8	19	7	19	7	20	10	30
合計	32	57	31	67	34	86	34	92	33	91

資料：市教育委員会（各年度5月1日）

◇特別支援学校の在籍児童・生徒の状況

(単位：人)

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	気仙光陵支援学校	その他の支援学校	気仙光陵支援学校	その他の支援学校	気仙光陵支援学校	その他の支援学校	気仙光陵支援学校	その他の支援学校	気仙光陵支援学校	その他の支援学校
小学部	10	1	10	1	15	1	15	1	15	1
中学部	12	0	6	0	4	1	6	1	9	1
高等部	22	7	25	6	23	5	19	2	8	4
計	44	8	41	7	42	7	40	4	32	6
合計	52		48		49		44		38	

資料：岩手県教育委員会（各年度5月1日）

(2) 障がい者雇用・就労の状況

大船渡公共職業安定所管内の企業のうち、障がい者の実雇用率 2.3%の法定雇用率が適用される一般の民間企業（常用労働者数 43.5 人以上規模の企業）は、以下のとおりとなっています。

また、大船渡公共職業安定所管内の障がい者求人登録状況は、年度により多少増減はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

◇大船渡公共職業安定所管内の企業における障がい者雇用状況

企業数	算定基礎労働者数	合計	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	実雇用率	雇用率達成企業数	雇用率達成企業割合
42 社	5,833.5 人	155.5 人	82.0 人	54.0 人	19.5 人	2.67%	27 社	64.3%

資料：大船渡公共職業安定所（令和 4 年 5 月末）

◇大船渡公共職業安定所管内の障がい者求人登録状況

（単位：人）

障がい種別	令和3年度					令和4年度					令和5年度					
	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	その他	合計	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	その他	合計	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	その他	合計	
障がい者求職登録者数	計	148	148	173	22	491	143	144	166	20	473	143	135	187	20	485
	有効求人数	45	25	77	8	155	45	21	73	6	145	45	27	104	5	181
	就業中の人数	102	123	92	14	331	98	123	93	14	328	98	108	83	15	304
	保留中の人数	1	0	4	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：大船渡公共職業安定所（各年度 5 月末）

4 障がい者を取り巻く課題

第 3 次大船渡市障がい者福祉計画（平成 30 年度から令和 5 年度まで）では、基本理念である「ノーマライゼーション」の下、基本目標である「障がい者の尊厳と地域共生社会の構築」に向けて、9 つの分野において障がい者施策の総合的な展開・推進を図りました。

ここでは、次期計画策定に当たり、分野ごとの進捗状況を確認し、アンケート調査及びワークショップで挙げられた課題を整理しました。

(1) 住まい・環境

【第 3 次計画からの課題】

- 全ての人に優しいまちづくりの推進のため、ユニバーサルデザイン等について更なる周知啓発を進める必要があります。
- 大船渡市地域公共交通計画に基づき、誰もが利用しやすい交通環境の実現に努める必要があります。

【アンケート調査及びワークショップからの課題】

- 障がい者（児）が家族と一緒に在宅生活を送れるよう、又はグループホームなどを

活用しながら地域で生活できるよう、サービスの充実に努める必要があります。

- 移動手段が少ない（限られている）ことから、補完するサービスなどを検討する必要があります。

(2) 情報・コミュニケーション

【第3次計画からの課題】

- 市ホームページや公式SNSについて、障がい者(児)に配慮した情報提供に努める必要があります。
- 各種研修会等を実施し、手話通訳者や要約筆記者など、それぞれの障がい特性に応じた意思疎通支援者の養成を図る必要があります。

【アンケート調査及びワークショップからの課題】

- 障がい関係の手帳取得による各種制度等について、知りたい情報がすぐ入手できるよう配慮する必要があります。

(3) 防災・防犯

【第3次計画からの課題】

- 障がい者などの安全確保のため、避難行動要支援者名簿の整備を進める必要があります。
- 災害時の安全確保のため、福祉避難所の体制整備等を進める必要があります。
- 多様化・複雑化する消費者被害を防止するため、引き続き正しい情報提供を行う必要があります。

【アンケート調査及びワークショップからの課題】

- 災害時の避難方法について、手助けを必要とする方に対する支援体制を整備する必要があります。
- 災害時に必要な投薬や治療が受けられないことや、避難場所におけるハード・ソフト両面に対する不安を解消するための方策を検討する必要があります。

(4) 差別解消・権利擁護

【第3次計画からの課題】

- 障がい者(児)の人権擁護について、市民意識の向上に努める必要があります。
- 障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供について、より普及啓発する必要があります。

【アンケート調査及びワークショップからの課題】

- 成年後見制度について、更なる周知と利用促進に努める必要があります。
- 地域において、障がいや障がい者(児)に対する正しい理解を広める必要があります。

(5) 生活支援

【第3次計画からの課題】

- 個々の相談について、総合的に対応できる相談支援体制の構築に向け、関係事業所等と連携して人材育成・確保を図る必要があります。

- 児童分野も含め、地域の実情に応じたサービス体制の構築に努める必要があります。

【アンケート調査及びワークショップからの課題】

- 障がい者(児)に対する支援者の確保及び団体の育成に向けた取組が求められています。
- 当事者や家族が情報交換、情報共有する方法について、検討する必要があります。

(6) 保健・医療

【第3次計画からの課題】

- 精神障がい者や家族のニーズに対応した相談体制の整備を図る必要があります。
- 病状の変化や進行に配慮し、必要に応じて介護保険サービス等との連携を図りながら、円滑なサービスの提供に努める必要があります。

(7) 雇用・就労

【第3次計画からの課題】

- 障がい者の長期雇用につながるよう、トライアル雇用や各種助成金制度の周知を図る必要があります。
- 一人一人の状況などに応じた多様な働き方ができるよう、無理のない就労環境の整備等を周知する必要があります。

【アンケート調査及びワークショップからの課題】

- 障がい者雇用や障がい特性への理解促進を図り、障がい者が安心して働き続けることができるよう、取組を進める必要があります。

(8) 教育

【第3次計画からの課題】

- 障がい児への正しい理解と認識を深めるため、小中学校の児童生徒が障がい児(者)と交流する機会を提供する必要があります。
- 障がいの程度などに応じた適切な進学、就職等の進路選択ができるよう、支援する必要があります。

【アンケート調査及びワークショップからの課題】

- 子どもの発達に関する保護者からの相談に適切に応じ、情報共有ができる体制づくりを進める必要があります。

(9) 芸術文化・スポーツ活動

【第3次計画からの課題】

- 障がい者(児)が参加できるレクリエーション機会の拡充に努める必要があります。

【アンケート調査及びワークショップからの課題】

- 各種ボランティア団体などが行う自主活動を支援し、障がい者の交流活動の促進を図る必要があります。

第2部

第4次大船渡市障がい者計画

第1章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

障がいのある人もない人も尊重しあう 共生のまち大船渡

障害者基本法第1条では、「全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現を目指すとして規定されています。

平成29年に策定した第3次大船渡市障がい者福祉計画においては、障がいの有無にかかわらず、全ての人々が平等に社会の構成員として自立した生活や社会活動を営むことを可能にする「ノーマライゼーション」を基本理念として、障がい者施策を進めてきました。

第4次となる本計画においては、この流れを継承しつつ、市の最上位計画である大船渡市総合計画において障がい者施策が含まれる大綱「安心が確保されたまちづくりの推進の方向性に沿い、「障がいのある人もない人も尊重しあう 共生のまち大船渡」を基本理念とし、大船渡市地域福祉計画に掲げる「誰もが お互いに支え合い 安心して 健やかに 暮らせる 福祉のまち大船渡」を目指します。

2 基本理念を実現するための横断的視点

基本理念の実現に向けて、基本目標、施策を展開するに当たり、以下の六つの横断的視点を大切にしていきます。

横断的視点1 「地域共生社会」の実現

「地域共生社会」とは、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことを指します。

そのためには、障がいの有無にかかわらず、それぞれの個性の差異と多様性が尊重されることが必要であり、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除き、安心して生活できるようにする取組が重要です。

横断的視点2 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者が自分の望む暮らしを実現するためには、自ら意思の表明や決定をすることが困難な場合の過不足ない意思決定支援、身近な地域で相談支援を受けられること、居住場所及び就学や就労、余暇活動等を自ら選択できることなどが重要です。

このためには、障がいや障がい者に対する正しい理解を深めることが必要です。また、

障がい者などが地域で安心して暮らしていくためには、住民の誰もがお互いに関心を持ち、声を掛け合う地域づくりを推進していくことが大切です。

横断的視点3 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

令和4年5月、情報格差解消を目的とする「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行されました。障がい者がインターネット等の情報資源を不自由なく利用できることや、障がいの種類・程度に応じたコミュニケーション手段を選択できることなどを実現するため、自治体にも情報アクセシビリティの向上を図る具体的な取組が求められています。

また、道路・公共交通機関・建築物の一層のバリアフリー化による、誰もが移動・利用しやすい環境の整備など、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上が大切です。

横断的視点4 障がいを理由とする差別の解消

社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を進めるため、「障害者差別解消法」の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開するとともに、障がい者差別の解消に向けた取組を幅広く実施することが大切です。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）等の適正な運用を通じて、障がい者への虐待防止を含めた権利擁護を推進することが重要です。

横断的視点5 当事者本位の総合的支援

障がい者が多様なライフステージに対応した適切な支援を受けられるよう、教育、芸術文化、スポーツ、福祉、医療、雇用など各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行うことが重要です。

また、障がい者の高齢化や障がいの重度化、さらには、家族の高齢化や「親亡き後」に対する不安に対し、相談支援体制や支援関係者の連携体制を充実させることで、総合的かつ横断的な支援に対応していくことが大切です。

横断的視点6 障がい特性等に配慮した支援

発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう・重症心身障がいなど、それぞれの障がい特性や、障がいの状態、生活実態等に応じた施策や事業の展開とともに、多様な障がい特性の理解に向けた広報・啓発活動を行うことが重要です。

また、障がいのある女性は、女性であることで複合的な困難さを抱えている可能性があり、障がいのある子どもは成長や発達に合わせた支援の必要があります。性別、年齢などに応じた取組が重要です。

3 基本目標(施策の方向性)

基本理念の下、「障害者権利条約」の目的とされている『全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること』と、「ニッポン一億総活躍プラン」で示された『地域共生社会』の実現に向け、次の三つの基本目標を設定し、施策を推進します。

基本目標1 ともに支えあうまち

誰もが役割を持ち、お互いが存在を認め合い支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができる地域共生社会の実現には、社会全体が、障がいや障がい者に対する正しい理解を深め、互いの人権や個性を尊重しあうことが不可欠です。

そのため、障がいに対する正しい理解を深めるための意識啓発や、障がい者支援に関する研修などを行うほか、障害者差別解消法や成年後見制度についても、より広く周知を図ります。

さらに、障がいの有無にかかわらず必要な情報を円滑に取得できるよう、情報発信の方法などについて配慮します。

基本目標2 安心して住み続けられるまち

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、障がい福祉制度の適切な利用を支える相談支援及び福祉サービスの充実が重要です。

障がいの特性や複合的な課題等に応じて適切なサービスが提供できるよう、関係機関や専門機関が連携した取組を推進します。

また、全ての人に優しいまちづくりが推進されるよう、ユニバーサルデザインなどについて周知を図るほか、身近な生活環境や社会環境のバリアフリー化、移動手段の確保に向けた働き掛けを行います。

さらに、犯罪や災害発生時等に適切な支援が提供できるよう、関係機関等と連携を図ります。

基本目標3 自分らしく生活できるまち

障がい者が仕事をすることは、経済的自立だけでなく、自身の生きがいや生活の質の向上にもつながります。障がい特性に応じて多様な働き方が実現できるよう、ジョブコーチの支援等による環境整備や、障がい者本人への適切なサポートができるよう働き掛けを行います。

また、発達に心配のある子どもについては、個々の特性に応じた教育や就労に向けた

支援が重要です。そのため、障がいの早期発見に努めるとともに、発達段階に応じた適切な保育・教育・療育が受けられるよう支援します。

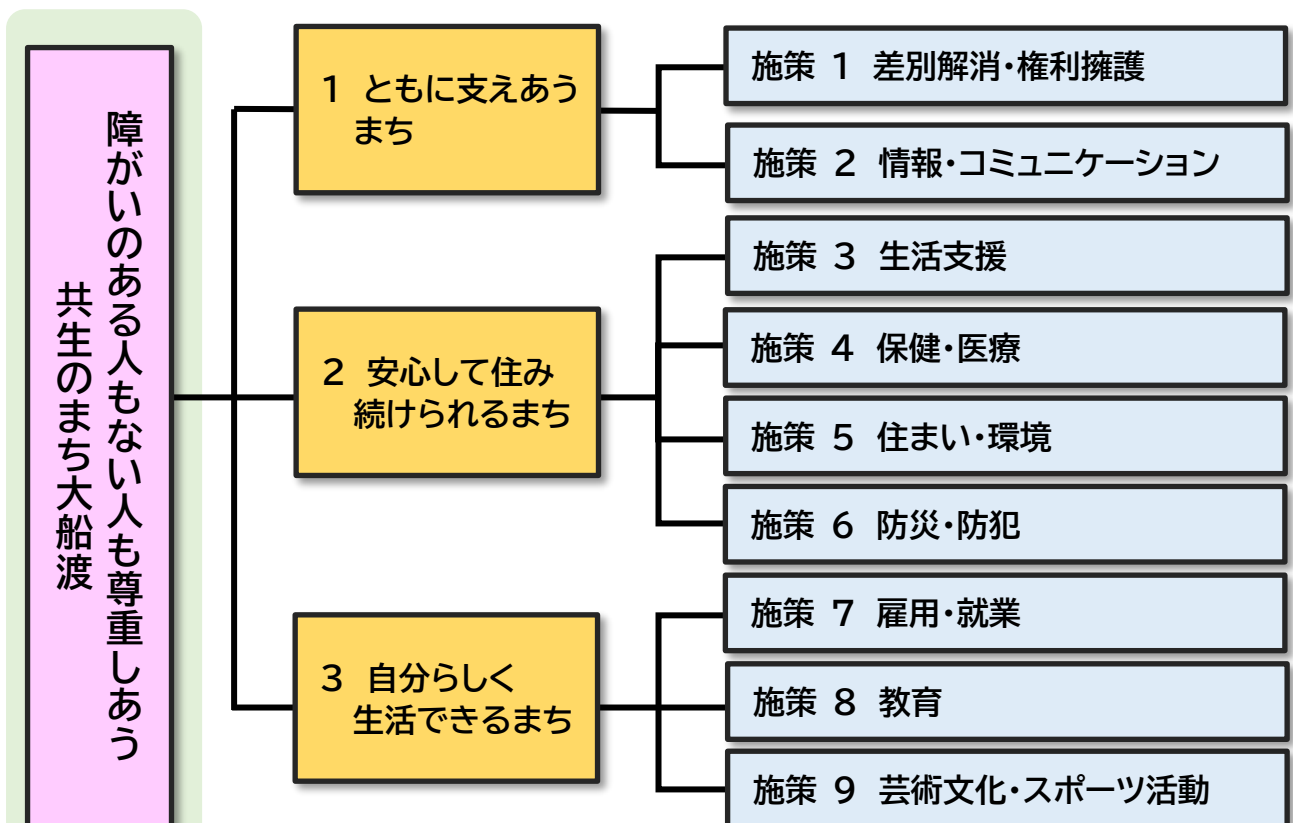
さらに、自己実現と社会参画の一環として、スポーツや芸術文化活動、生涯学習活動に参加できるよう配慮します。

4 計画の体系

【基本理念】

【基本目標】

【施策分野】



【基本理念を実現するための横断的視点】

- ① 「地域共生社会」の実現
- ② 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ③ 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
- ④ 障がいを理由とする差別の解消
- ⑤ 当事者本位の総合的支援
- ⑥ 障がい特性等に配慮した支援

第2章 基本目標と施策

基本目標1 ともに支えあうまち

施策 1 差別解消・権利擁護

(1) 啓発・広報活動の推進

障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重する地域共生社会を実現するためには、社会に存在する物理面の障壁、制度面の障壁、文化・情報面の障壁、心の障壁などの社会的障壁（バリア）を取り除く必要があります。

「障がいの社会モデル」とされている、『「障がい」は、個人の心身機能の障がいと、社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である』ということ全体を全ての人が理解し、具体的な行動に移すことで、社会全体の人々の心の在り方を変えていくこと（心のバリアフリー）につながります。

社会全体が、障がいや障がい者に対する正しい理解を深められるよう、様々な手段により意識啓発を推進します。

施策項目	主な取組内容
意識啓発	<ul style="list-style-type: none">○障がい者週間(12月3日～12月9日)に合わせて、障がい者の権利擁護に関する意識啓発に努めます。●市ホームページ等により、障がいに関するマークや制度などを周知し、障がいと障がい者に対する理解の促進を図ります。○障がいについての無知や無関心が、偏見や差別が生じる要因の一つと考えられることから、様々な障がいの特性や必要な配慮などを広く知ってもらうため、より効果的な啓発方法を検討します。
福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none">○障がいへの理解を深め、障がい者への援助方法の習得を目的として大船渡市ボランティア活動センターが実施する、出前福祉講座等に協力します。

注)●は重点内容

(2) 権利擁護の推進

判断能力が十分でない方が、地域で尊厳をもって安心した生活を送るため、令和2年度から設置している大船渡市成年後見支援センター等との連携強化を図りながら、権利侵害・財産侵害を防止するための各種事業や制度利用への支援を行います。

施策項目	主な取組内容
日常生活自立支援事業の利用支援	●大船渡市社会福祉協議会などの関係機関と連携しながら、日常的な金銭管理等を援助する日常生活自立支援事業の利用促進に努めます。
成年後見制度の利用支援	●大船渡市成年後見支援センターを設置し、成年後見制度に関する相談支援、申立支援、研修会・相談会の開催などを行います。 ●判断能力が不十分な障がい者等のうち、一定の要件を満たす方に対して、成年後見制度利用支援事業により、成年後見に係る家庭裁判所への市長申立などを行います。

注)●は重点内容

(3) 虐待防止の推進

障がい者に対する虐待を防止するため、平成24年度から設置している大船渡市障がい者虐待防止センター等との連携強化を図りながら、虐待に関する相談窓口の周知や早期発見・早期通報の取組を推進します。

施策項目	主な取組内容
障がい者への虐待防止	●大船渡市障がい者虐待防止センターの設置により、休日や夜間などにも対応した虐待相談を行い、虐待の早期発見と速やかな対応に取り組みます。 ●市ホームページ等により、障害者虐待防止法の周知と、正しい理解の啓発を図ります。

注)●は重点内容

(4) 差別の解消

障がい者への差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供などの取組について情報提供し、「障害者差別解消法」の適切な運用を図ります。

施策項目	主な取組内容
障がい者の人権擁護	●障がいを理由として差別されることがないように、障がい者の人権擁護について市民の意識の向上に努めます。 ○令和6年度から、一般事業者にも「合理的配慮の提供」が義務化されることから、市ホームページやパンフレット等により、「障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」などの具体的な取組について、情報提供を行います。

注)●は重点内容

施策 2 情報・コミュニケーション

(1) 情報アクセシビリティ※の推進

日常生活や社会生活に必要な情報を取得することができるよう、障がい特性に配慮した分かりやすい情報提供を行うとともに、障がいの有無にかかわらず必要な情報を円滑に取得・利用できるよう、情報のバリアフリー化を図ります。

施策項目	主な取組内容
情報アクセシビリティの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市ホームページの音声読上げや、障がいに配慮した画面の色使いなど、利用しやすさに配慮した情報提供を目指します。 ○個々の状況に応じた情報の取得・利用が可能となるよう、市広報紙や市ホームページ等に加え、公式SNSなども活用し、多様な情報伝達手段の整備を図ります。 ○声の広報、点字広報の発行を行います。 ●文字の字体や大きさ、レイアウトの工夫など、分かりやすい市広報紙の作成に努めます。

注)●は重点内容

※アクセシビリティ

「アクセスのしやすさ」「利用のしやすさ」のことです。

もともとは情報の入手のしやすさのことを指していましたが、最近では様々な分野で使われています。

(2) コミュニケーション支援の推進

障がい者が、円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、それぞれの障がい特性に応じた意思疎通支援者の養成を行うとともに、支援体制の充実を図ります。

施策項目	主な取組内容
意思疎通支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○各種研修会等の開催により、手話通訳者、点訳者、要約筆者などの人材養成・育成に努めます。 ●手話通訳者、要約筆者などの派遣を実施し、障がい者に対するコミュニケーション支援の充実を図ります。 ○障害者福祉相談員を配置し、障がい者の相談に対応します。
日常生活用具給付事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニケーションに関する支援を必要とする障がい者に対して、視覚障がい者用拡大読書器、聴覚障がい者用情報受信装置、人工喉頭など、障がい特性に応じた日常生活用具を給付します。

注)●は重点内容

基本目標2 安心して住み続けられるまち

施策 3 生活支援

(1) 相談支援体制の充実

地域で自立した生活を送るためには、福祉サービス・制度の適切な利用を支える相談支援の充実が重要です。障がい者やその家族が、安心して気軽に利用でき、適切な支援を受けられるよう、相談支援体制の充実に取り組みます。

さらに、障がいの特性や複合的な課題などに応じて適切な相談支援が提供できるよう、関係機関や専門機関が連携した取組を推進します。

施策項目	主な取組内容
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員を設置し、身近な地域における相談の場を提供します。 ●重度障がい者、重複障がい者などの生活を総合的に支援するため、気仙管内の障がい当事者団体、障がい福祉サービス事業者、行政機関等で構成する気仙地域障がい者自立支援協議会の活動を通じて、関係機関との連携を強化します。
障がい者ケアマネジメントの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援専門員の育成・確保を図るために関係事業所等と連携し、個々の相談について総合的に対応できる相談支援体制の構築を図ります。 ●障がい福祉サービスの相談支援を通じて、利用者本位のサービス利用計画の作成など、適切なケアマネジメントを実施します。

注)●は重点内容

(2) 障がい福祉サービスの充実

内容については、第3部の第7期大船渡市障がい福祉実施計画・第3期大船渡市障がい児福祉実施計画（37ページ以降）に記載します。

(3) 障がい児支援の充実

障がい児への正しい理解が進むよう啓発活動を行うとともに、社会全体で障がい児やその家族を見守り・支える地域づくり推進に向け、障がい特性に応じた専門的支援を受けられる体制づくりを進めます。

施策項目	主な取組内容
母子保健活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○安全な分娩と障がいの早期発見を目的とした妊婦・乳幼児健診の受診率向上を図ります。 ●保健師などの訪問や電話・来所相談による母子保健活動を推進します。
早期療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●早期療育につなげるため、保育園等や学校と連携し、発達が気になる子どもの情報収集に努めます。 ○関係機関が相互の役割を明確にし、対応・協力・連携する相談体制の充実に取り組みます。 ○障がい児を受け入れる保育所等のバリアフリー化など、障がい児の受入れ促進を図ります。
児童福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●発達が気になる子どもに対して指導訓練などの支援を行うひまわり教室(児童発達支援)を設置し、ニーズに応じた適切なサービスを提供します。 ○重度心身障がい児が、短期入所等各種サービスの利用により、在宅生活を継続できるよう、支援の充実に努めます。 ○児童発達支援センター機能の整備など、関係機関と連携した地域支援体制の構築を図ります。
ライフステージに合わせた支援機関の連携	<ul style="list-style-type: none"> ○発達が気になる子ども及び保護者が、市教育委員会や学校等と十分話し合って就学先を決定できるよう支援します。 ○子どもの成長に伴い、環境や支援者が変わった場合においても、地域で適切な支援を切れ目なく受けられることができるよう、気仙版サポートファイル「つむぎ」の周知を図るとともに、積極的な活用を促進します。

注)●は重点内容

(4) 経済的負担の軽減に向けた支援

障がい者が地域の中で安定した生活をしていくためには、経済的な負担を軽減することが大切です。

各種制度等の対象者に、必要な情報がもれなく届けられるよう、相談対応など支援体制の充実を図ります。

施策項目	主な取組内容
経済的負担軽減に向けた各種支援	<ul style="list-style-type: none">○障害基礎年金や特別障害者手当などの受給要件を満たす方に対して適切な給付ができるよう、相談支援事業所等の関係機関と連携しながら、対象者の把握と早期支援に取り組めます。○心身障害者扶養共済制度[※]について、保護者等に対して障害者手帳の新規取得時などに制度の説明を行い、加入を促進します。また、相談支援事業所等の関係機関を通じて、未加入者に対する制度周知を行います。●障がい者に対する医療費の助成や税の減免など、障害者手帳を取得することで適用される各種支援制度について、もれなく手続が行われるよう支援します。○身体障がい者に対する自立支援医療制度(更生医療)等が適切に実施されるよう、医療機関とも連携しながら支援します。

注)●は重点内容

※心身障害者扶養共済制度

心身障がい者の保護者が死亡又は重度障がい者になった時に、障がい者の生活安定を目的として年金を支給する制度のことです。

施策 4 保健・医療

(1) 保健・医療との連携

障がい者が、住み慣れた地域において適切な医療等を受けられるよう、保健・医療・福祉分野の連携の強化を図ります。

また、障がいの原因となる疾病の早期発見につながる健康診査や各種検診等の機会を広く提供するとともに、介護予防事業の実施により、障がいの重度化を防ぐ取組を実施します。

施策項目	主な取組内容
保健・医療機関との連携	○障がい者や難病患者に対して適切なサービスを提供できるよう、保健・医療・福祉等各分野において、より緊密な連携を図ります。
健康診査等の実施	○健康診査や各種検診などを実施し、障がいの原因となる疾病の早期発見を図ります。
介護予防事業の実施	○介護保険事業との連携により、心身機能の維持向上、高齢化などによる障がいの重症化・重複化の予防に取り組めます。

(2) 精神保健対策・難病対策の推進

精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉の関係機関によるネットワークの充実等を図ります。

また、治療法が確立されていない難病は、患者本人やその家族の状況に応じたきめ細かな支援が必要であるため、保健所など関係機関と連携したサービス提供に努めます。

施策項目	主な取組内容
適切な医療の確保	●在宅の精神障がい者が継続して通院できるよう、医療機関と連携し、自立支援医療(精神通院)制度の利用を支援します。
相談体制の充実	○精神障がい者やその家族のニーズに対応した相談体制の整備に努めます。 ●大船渡市心の健康づくり推進連絡会の構成員による相談支援ネットワークの強化を図ります。
心の健康づくりの推進	○ゲートキーパー※養成講座を開催し、身近な人の変化に気付き、寄り添える人材を育成します。 ●自殺対策計画を策定し、心の健康づくり事業を推進します。
難病患者支援の充実	○保健所等の関係機関と連携し、難病患者の日常生活における相談支援や家族支援、病状の変化や進行に配慮した円滑な障がい福祉サービスなどを提供します。

注)●は重点内容

※ゲートキーパー

「自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応(悩んでいる人に気付き、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)ができる人」で、「命の門番」とも位置づけられる人のことです。

施策 5 住まい・環境

(1) 住宅・生活環境の整備

障がい者が安心して暮らすことができるよう、住宅のバリアフリー化やグループホームの整備など、生活の場の確保に向けた支援を行います。

施策項目	主な取組内容
障がい者等に配慮した住宅の整備及び利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○重度障がい者等のための住宅改修を行う場合、改修費用の一部を助成し、在宅福祉の向上を図ります。 ○グループホームの整備等の確保に向け、気仙地域障がい者自立支援協議会において、関係団体等と検討を進めます。
公共施設等のバリアフリー化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな公共施設等を整備する場合などにおいて、バリアフリー化やユニバーサルデザインなどの考え方が導入されるよう働きかけます。

(2) 交通・移動手段の充実

交通関連施設、道路等のバリアフリー化など、障がい者が安心して移動できる環境の整備を働きかけます。

また、障がい者の移動手段確保のため、移動支援事業等の各種事業の対象となる方へ適切な支援を実施します。

施策項目	主な取組内容
交通関連施設、道路などの整備	<ul style="list-style-type: none"> ○視覚障がい者が安全に横断歩行できるよう、音声信号機の普及や点字ブロックの計画的な整備などについて、関係機関に働きかけます。
移動支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障がい者の自動車運転免許取得費、自動車改造費の一部を助成する事業を、適切に実施します。 ○視覚障がい者などが外出する際の支援を行う移動支援事業を実施し、自立の促進及び生活の質の向上等を図ります。 ○障がい者の外出を支援するため、タクシー料金の一部を助成する福祉タクシー事業や、障害者手帳の取得による公共料金割引制度について周知を図ります。 ●地域公共交通計画に基づき、誰もが利用しやすい交通環境の実現と、持続可能な交通サービスの確保を推進します。

注)●は重点内容

施策 6 防災・防犯

(1) 防災対策の推進

障がい者が、地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害発生時に、障がい特性に配慮した適切な支援や避難所等の確保、医療・福祉サービスの継続などを図るため、関係機関等と連携して防災に関する取組を推進します。

施策項目	主な取組内容
防災等安全確保対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生時に備え、避難行動要支援者について、民生委員・児童委員や自主防災組織等の関係機関と情報共有を図り、障がい者などの安全確保に向けた取組を進めます。 ●大規模な災害時に、指定避難所での生活が困難な要配慮者を対象とした福祉避難所を開設し、安心して避難生活を送れるよう配慮します。 ●聴覚障がい者に、防災行政無線文字表示装置付き戸別受信機を貸与し、災害などに関する情報を提供します。

注)●は重点内容

(2) 防犯対策の推進

障がい者を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に取り組めます。

施策項目	主な取組内容
犯罪被害・消費者被害防止に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者団体、障がい福祉サービス事業所等との連携により、犯罪被害及び消費者トラブルの防止と早期発見に努めます。 ●判断能力が十分でない方については、必要に応じて、日常生活自立支援事業や、成年後見制度の利用を促し、犯罪被害及び消費者被害の未然防止に取り組めます。 ○実際に障がい者が被害に遭った場合、問題解決に向けた適切な支援先につなげられるよう、消費生活センターなどの関係機関との連携を図ります。

注)●は重点内容

基本目標3 自分らしく生活できるまち

施策 7 雇用・就労

(1) 雇用の場の拡大・促進

障がい者が安心して働き続けることができるよう、関係機関が連携し、障がい者雇用への理解促進や雇用機会の拡大、職場定着支援に取り組みます。

また、障がい特性に応じた多様な働き方の実現に向けて、環境の整備や支援に努めます。

施策項目	主な取組内容
雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者就職相談会を、公共職業安定所等と共催し、一般就労へつなげる取組を推進します。 ○障がい者トライアル雇用制度[※]や、障がい者を雇用するための環境設備などに関する各種助成制度の周知を図ります。
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○気仙障がい者就業・生活支援センター、公共職業安定所等の関係機関と連携を図り、仕事における相談・援助と日常生活の両面から支援します。
福祉的就労の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○気仙地域障がい者自立支援協議会・就労部会による研修会などを通して、雇用の促進や就労支援に関する理解を深め、一般企業等への効果的な働き掛けについて検討を進めます。 ●障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先調達や、物品販売の場の提供により、工賃の向上を図ります。

注)●は重点内容

※トライアル雇用制度

公共職業安定所(ハローワーク)の紹介によって、特定の労働者を短期間(最大3か月)の試用期間を設けて雇用し、企業側と労働者側が相互に適性を判断した後、両者が合意すれば本採用が決まる制度のことです。

(2) 職業能力の開発・育成

障がい者が、就業に必要な知識や技能を習得できるよう、各種情報提供や相談支援を行います。

また、障がい者を受け入れる企業等に対しても、障がい者雇用に対する理解を求めるとともに、就労定着に向けた支援を行います。

施策項目	主な取組内容
就労定着支援の充実	○障がい者の積極的な活用や就労定着を促進するため、大船渡公共職業安定所や気仙障がい者就業・生活支援センターなどの関係機関を通じて、職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業*の活用に向けた相談支援を行います。
職業訓練の充実	○気仙障がい者就業・生活支援センターと連携を図りながら、障がい者本人の能力やニーズなどを十分に踏まえ、一般の公共職業訓練やハロートレーニング(障害者訓練)を受けられるよう支援します。

※職業適応援助者(ジョブコーチ)制度

ジョブコーチ支援とは、障がい者がスムーズに職場で働くためのサポートを行うことを指します。一般的には、職場にジョブコーチが出向き、障がい者の特性にあった仕事の仕方や、職場の人とのコミュニケーションの取り方などを助言・提案します。

施策 8 教育

(1) インクルーシブ教育システム^{※1}の推進

特別支援教育の対象となる子どもの数は増加傾向にあり、障がいの状態などについても多様化が見られます。障がい児の自立と社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた切れ目のない指導・支援の充実を図るとともに、共生社会の実現を目指し、障がいの有無に関係なく、全ての子どもが共に学ぶことを志向するインクルーシブ教育システムの構築を推進します。

施策項目	主な取組内容
インクルーシブ教育システムの推進	○障がいの有無にかかわらず、全ての児童生徒が共に学ぶ「インクルーシブ教育システム」を推進します。
関係機関との連携強化	○発達が気になる子どもとその保護者に対して必要な支援を行うとともに、関係機関との連携を強化します。
就学相談・指導の充実	○就学相談・指導においては、児童生徒の状況を的確に把握し、本人と保護者の意向を尊重しながら、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図ります。 ○教育支援委員会 ^{※2} の充実と、効果的な運営に努めます。
交流及び共同学習の推進	○障がい児への正しい理解と認識を深めるため、特別支援学校や特別支援学級在籍の児童生徒との交流、共同学習を積極的に推進します。

※1 インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第24条では、インクルーシブ教育システムとは、障がいのある人となない人が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある子どもが教育制度一般から排除されないこと、地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされています。

※2 教育支援委員会

教育委員会が設置する、障がいのある児童生徒に対する教育相談・支援や、就学先の検討、その後の一貫した支援についての助言等を行う組織のことです。

(2) 教育環境の整備

全ての学校において、教職員の専門性の向上や組織的な指導・支援ができるよう組織内連携の充実を図り、障がい児が安心して学校生活を送ることができるよう努めます。

施策項目	主な取組内容
早期からの教育支援及び進路指導体制の充実	○障がいのある児童生徒の把握に努め、本人の適応の状況などを勘案しながら就学先を選択できるよう支援します。 ○障がいのある児童生徒、それぞれのライフステージに合わせた教育支援を行います。
障がいに応じた適切な教育の実施	○障がいのある児童生徒の様々な特性に応じて適切な支援を行うため、特別支援学校や専門機関と連携を図ります。
担当教員の資質の向上	○特別支援教育担当職員の指導力向上のため、各種研修への参加を進めます。
進路相談の充実	○障がいの程度や本人の能力・個性などに応じた適切な進学、就職等の進路相談に努めます。

(3) 生涯学習の促進

障がいの有無にかかわらず参加できる各種イベントや、講座などに関する情報提供に努めるとともに、誰もが参加しやすい生涯学習の環境づくりを推進します。

施策項目	主な取組内容
生涯学習施設における配慮	○市民文化会館・図書館・カメラホール・三陸公民館・博物館等の生涯学習施設について、障がい者も安心して利用できるよう配慮します。 ○図書館での拡大読書器の貸与、博物館での点字リーフレットの貸与など、視覚障がいにも対応した生涯学習支援を行います。
生涯学習活動の支援	○市民講座、生きがいセミナー、生涯学習に関する各種講座等について、様々な媒体による情報提供に努めるとともに、障がい者も参加しやすいよう配慮します。 ○視覚障がい者、長期療養者などを対象として、教育・娯楽、その他の情報を録音テープやCDに収録し、貸出しを行う「声の福祉図書館」事業を実施します。 ○市内各地区の小中学校や施設等を巡回し、本の貸出しを行う「移動図書館かもしか号」を運行します。

施策 9 芸術文化・スポーツ活動

(1) 芸術文化活動・スポーツの振興

障がいの有無にかかわらず、誰もがスポーツやレクリエーション活動、芸術文化活動などを通して、楽しみながら社会参画ができる機会の創出に向けて取り組みます。

また、こうした活動は、本人の生きがいや生活の質の向上につながるだけでなく、地域の人々にも多様性への理解を深める機会にもなるため、心のバリアフリーの推進につながられるよう支援します。

施策項目	主な取組内容
芸術文化活動への参加促進	●障がい者が芸術文化活動に参加しやすくなるよう、手話通訳や要約筆記奉仕員の派遣、点字による資料の作成などを支援します。
芸術文化活動の支援	○気仙地区障がい者作品展を開催し、障がい者の芸術文化活動を支援します。 ●障がい者の創作的活動の場である、地域活動支援センターの活動を支援します。 ○岩手県障がい者文化芸術祭への参加を支援します。
スポーツの振興	○市民体育館等のスポーツ施設について、障がい者も安心して利用できるよう配慮します。 ○岩手県障がい者スポーツ大会の参加を支援します。 ○気仙地区障がい者スポーツ交流会を開催し、障がい者がスポーツに親しめる機会を創出します。 ○ボッチャなど、障がい者も楽しめるスポーツの普及に努めます。
レクリエーションの充実及び活動の支援	○レクリエーション機会の拡充を図るとともに、障がい者による自主的なレクリエーション活動を支援します。 ○太陽の子等の集いなど、障がい者が参加できるレクリエーションの場の創出に努めます。 ○各種ボランティア団体が行う自主活動を支援し、障がい者の交流活動の促進を図ります。

注)●は重点内容

第3部

第7期大船渡市障がい福祉実施計画・

第3期大船渡市障がい児福祉実施計画

第1章

障がい者(児)福祉の充実のための成果目標

第7期大船渡市障がい福祉実施計画・第3期障がい児福祉実施計画では、国の基本指針（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）や岩手県の基本的な考え方を踏まえ、障がい者の地域生活への移行、地域生活支援や就労支援等に関する項目について、令和8年度（2026年度）を目標年度とする成果目標などを設定します。

なお、今回の計画より、新たに『サービスの見込量以外の活動指標については、地方公共団体の実情に応じて任意に定めることが可能』との指針が示されたことから、本市及び圏域の状況を踏まえた設定とします。

1 施設入所者の地域生活への移行

(1) 成果目標の考え方

国の指針	ア 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を、令和8年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。
	イ 令和8年度末の施設入所者を、令和4年度末時点から5%以上削減することを基本とする。
市の方針	国の基本指針や県の基本的な考え方を踏まえた上で、本市の実績や実情を加味して設定する。

(2) 現状

項目	数値	説明
施設入所者数	80人	令和4年度末の人数

(3) 成果目標

項目	数値	説明
地域生活移行者数	1人	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までに地域生活へ移行する人の目標人数 ・第6期計画期間中（令和3年度～令和5年度）、施設入所者で地域生活へ移行した者は0人だったことなどを踏まえ、1人と設定
施設入所者数の削減	4人	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までに削減する施設入所者数 ・令和4年度末時点の施設入所者数（80人）の5%に当たる4人と設定

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム※の構築

(1) 成果目標の考え方

国の指針	ア 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を、325.3日以上とすることを基本とする。【目標設定：岩手県】
	イ 令和8年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。【目標設定：岩手県】
	ウ 令和8年度末における入院後3か月時点68.9%以上、6か月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上とすることを基本とする。【目標設定：岩手県】
市の方針	<p>国の基本指針や県の方針等を踏まえて、地域包括ケアシステム深化に向け、引き続き保健・医療・福祉関係者による協議を継続する。</p> <p>また、本市の実績や実情を加味して、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの活動指標を設定する。</p>

国の基本方針では、成果目標の設定は都道府県のみとされているため、本計画では活動指標のみの設定とします。

(2) 活動指標

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	圏域 2回 市単独 6回	圏域 2回 市単独 6回	圏域 2回 市単独 6回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	圏域 12人 市単独 20人	圏域 12人 市単独 20人	圏域 12人 市単独 20人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	1人	1人	1人

※精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのことを指します。

この仕組みが、「入院医療中心から地域生活中心へ」の理念を支えるものになり、また、多様な精神疾患等に対応するための土台づくりとしての基盤整備にもつながることが期待されています。

3 地域生活支援の充実

(1) 成果目標の考え方

国の指針	ア 令和8年度末までに、各市町村は地域生活支援拠点等※を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等により、効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上運営状況を検証及び検討することを基本とする。
	イ 令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい者を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。 新規
市の方針	令和8年度末までに、地域生活支援拠点を圏域で整備することを目指す。また、強度行動障がい者を有する者に関しては、支援ニーズ及び実態把握の方策を検討することとする。

(2) 現状

項目	状況	説明
地域生活支援拠点数	未設置	令和4年度末時点

(3) 成果目標

項目	数値	説明
地域生活支援拠点等の整備	1か所	・令和8年度末までに整備する地域生活拠点等の数（圏域）

※地域生活支援拠点等

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支える体制を指します。主な機能として、①相談、②緊急時の受入・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの五つがあります。

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 成果目標の考え方

国の指針	ア 令和8年度中に、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍とすることを基本とする。そのうち、就労移行支援事業については令和3年度実績の1.31倍以上、就労継続支援A型事業については令和3年度実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指すこととする。
	イ 令和8年度末までに、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を、全体の5割以上とすることを基本とする。 新規
	ウ 就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
	エ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を、全体の2割5分以上とすることを基本とする。 新規
市の方針	国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、本市の実績や実情を加味して設定する。

(2) 現状

項目	数値	説明
就労移行支援事業からの一般就労移行者数	1人	令和3年度末の人数
就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数	0人	令和3年度末の人数
就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数	4人	令和3年度末の人数

(3) 成果目標

項目	数値	説明
就労移行支援事業からの一般就労移行者数	1人	・圏域の事業所が休止中であることを考慮して設定
就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数	1人	・圏域の事業所が休止中であることを考慮して設定
就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数	6人	・令和3年度実績の1.28倍以上

5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 成果目標の考え方

国の指針	ア 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、地域の実情によりセンター未設置の市町村においては、関係機関の連携の下でセンターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。
	イ 令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。 一部新規
	ウ 令和8年度末までに、難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保や新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築を推進する。 【目標設定：岩手県】
	エ 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村又は各圏域に、少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
	オ 令和8年度末までに、医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置することを基本とする 【目標設定：岩手県】
	カ 令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
	キ 障がい児入施設に入所している児童が、18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。 新規 【目標設定：岩手県】
市の方針	国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、本市の実績や実情を加味して設定する。

(2) 現状

項目	状況	説明
児童発達支援センターの設置等	未設置	令和4年度末時点（圏域）
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	確保済	令和4年度末時点（圏域）
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済	令和4年度末時点（圏域）
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	未配置	令和4年度末時点（圏域）

(3) 成果目標

項目	状況	説明
児童発達支援センターの設置等	整備	・令和8年度末までの整備目標
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	確保	・既に確保済みであるため、維持継続
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	・既に設置済みであるため、維持継続
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	・令和5年度より配置済みであるため、維持継続

6 相談支援体制の充実・強化等

(1) 成果目標の考え方

国の指針	ア 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
	イ 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。 新規
市の方針	国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、本市の実績や実情を加味して、相談支援体制の充実・強化のための活動指標を設定する。

(2) 現状

項目	状況	説明
基幹相談支援センターの設置	未設置	令和4年度末時点（圏域）
協議会（気仙地域障がい者自立支援協議会）において、地域サービス基盤の開発・改善等を目的とした個別事例の検討を実施する体制	未構築	令和4年度末現在（圏域）

(3) 成果目標

項目	状況	説明
基幹相談支援センターの設置	設置	・令和8年度末までの整備目標（圏域）
協議会（気仙地域障がい者自立支援協議会）において、地域サービス基盤の開発・改善等を目的とした個別事例の検討を実施する体制	構築	・令和8年度末までの目標（圏域）

7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(1) 成果目標の考え方

国の指針	令和8年度末までに、都道府県及び市町村において、障がい福祉サービスの質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。
市の方針	国の基本指針や県の方針を踏まえた上で、本市の実績や実情を加味して、サービスの質の向上を図る取組に係る体制を構築するための活動指標を設定する。

(2) 現状

項目	状況	説明
障がい福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築	構築済	令和4年度末時点（圏域）

(3) 成果目標

項目	状況	説明
障がい福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築	構築	・既に構築済みであるため、維持継続

(4) 活動指標

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	3人	3人	3人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の有無	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	1回	1回	1回

第2章 障がい福祉サービス等の見込み

障害者総合支援法に基づくサービスには、在宅生活を支援する「訪問系サービス」、施設への通所や入所施設での昼間のサービスである「日中活動系サービス」、入所施設での夜間のサービスやグループホームなどの「居住系サービス」に大別される障がい福祉サービスがあり、さらに、計画相談や地域移行支援及び地域定着支援を行う「相談支援」、市町村が地域の実情に応じて行う「地域生活支援事業」などがあります。

また、第5期計画からは、新たに児童福祉法に基づく障がい児に対するサービスが追加され、ライフステージに応じた一体的なサービスの確保が求められています。

本章では、各サービスの見込量について掲載します。

1 障がい福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

【内容】

自宅で入浴や食事等の身体介護や、部屋の掃除や洗濯等の家事援助、通院介助により在宅生活を支援します。

【見込量】

第6期計画期間中の利用実績が増加傾向にあることから、毎年度2人の増加を見込み、利用時間は1月当たり10時間の増加を見込みます。

計画値	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (1月当たり)	第6期において訪問系サービスは一本化した設定であったためサービス種別ごとの計画設定なし			60人	62人	64人
延利用時間 (1月当たり)				620時間	630時間	640時間

実績値	第6期計画(令和5年度は見込)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	55人	54人	58人
延利用時間	591時間	600時間	610時間

② 重度訪問介護

【内容】

重い障がいがあり、常に介護が必要な方に、自宅で入浴や食事などの身体介護や、外出する際の移動を支援することにより在宅生活を支援します。

【見込量】

第6期計画期間中の利用実績はありませんでしたが、毎年度1人の利用を見込み、利用時間は1月当たり10時間を見込みます。

計画値	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (1月当たり)	第6期において訪問系サービスは 一本化した設定であったため サービス種別ごとの計画設定なし			1人	1人	1人
延利用時間 (1月当たり)				10時間	10時間	10時間

実績値	第6期計画(令和5年度は見込)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0人	0人	0人
延利用時間	0時間	0時間	0時間

③ 同行援護

【内容】

視覚障がいがあり、一人での移動が難しい方が外出する際、同行して移動の支援を行うことで、在宅生活を支援します。

【見込量】

第6期計画期間中の利用実績が増加していることから、毎年度2人の増加を見込み、利用時間として1月当たり8時間の増加を見込みます。

計画値	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (1月当たり)	第6期において訪問系サービスは 一本化した設定であったため サービス種別ごとの計画設定なし			17人	19人	21人
延利用時間 (1月当たり)				98時間	106時間	114時間

実績値	第6期計画(令和5年度は見込)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	9人	10人	15人
延利用時間	65時間	59時間	90時間

④ 行動援護

【内容】

知的障がいや精神障がいがあり、一人での移動が難しい方に、危険を避けるために必要な行動の支援や外出時の移動支援を行うことで、在宅生活を支援します。

【見込量】

第6期計画期間中の利用実績はありませんでしたが、毎年度1人の利用を見込み、利用時間は1月当たり5時間を見込みます。

計画値	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (1月当たり)	第6期において訪問系サービスは 一本化した設定であったため サービス種別ごとの計画設定なし			1人	1人	1人
延利用時間 (1月当たり)				5時間	5時間	5時間

実績値	第6期計画(令和5年度は見込)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0人	0人	0人
延利用時間	0時間	0時間	0時間

⑤ 重度障がい者等包括支援

【内容】

介護の必要性がとて高い方のために、居宅介護など複数の障がい福祉サービスを組み合わせることで、在宅生活を支援します。

【見込量】

現在、県内に当事業を実施する事業所はありませんが、ニーズの把握に努めるとともに、関係機関等と連携して整備に向けた検討を進めます。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

【内容】

常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ及び食事等の介護を行うとともに、創作的・生産的活動の機会を提供します。

【見込量】

第6期計画期間中の利用実績から、利用者数は期間中の平均値である130人、利用日数は1人当たり19日を見込みます。

計画値	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (1月当たり)	128人	128人	128人	130人	130人	130人
延利用日数 (1月当たり)	2,747日	2,747日	2,747日	2,470日	2,470日	2,470日

実績値	第6期計画(令和5年度は見込)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	130人	130人	128人
延利用日数	2,485日	2,426日	2,329日

② 療養介護

【内容】

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練や療養上の管理、看護、日常生活上の支援などを行います。

【見込量】

第6期計画期間中の利用実績から、期間中の平均値である7人を見込みます。

計画値	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (1月当たり)	10人	10人	10人	7人	7人	7人

実績値	第6期計画(令和5年度は見込)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	9人	7人	7人

③ 短期入所（ショートステイ）

【内容】

在宅で介護する人が病気等の場合に、短期間施設に宿泊し、入浴や排せつ及び食事などの支援を行います。

【見込量】

第6期計画期間中の利用実績から、利用者数は期間中の平均値である5人、利用日数は1人当たり20日を見込みます。

計画値	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (1月当たり)	7人	7人	7人	5人	5人	5人
延利用日数 (1月当たり)	150日	150日	150日	100日	100日	100日

実績値	第6期計画(令和5年度は見込)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	5人	4人	6人
延利用日数	114日	93日	96日

④ 自立訓練

【内容】

■ 機能訓練

障がい者支援施設や居宅を訪問することにより、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活などに関する相談、助言、その他の必要な支援を行います。

■ 生活訓練

障がい者支援施設や居宅を訪問することにより、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活などに関する相談、助言その他の必要な支援を行います。

【見込量】

■ 機能訓練

県内においてサービス提供が可能な施設は1か所のみであり、主に障がい児を対象としています。サービス利用を希望する場合は、代替となる介護保険サービスなどの活用を検討します。

■ 生活訓練

第6期計画期間中の利用実績から、利用者数は2人、利用日数は1人当たり15日を見込みます。

計画値	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (1月当たり)	2人	2人	2人	2人	2人	2人
延利用日数 (1月当たり)	45日	45日	45日	30日	30日	30日

実績値	第6期計画(令和5年度は見込)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	1人	1人	2人
延利用日数	32日	11日	22日

⑤ 就労移行支援

【内容】

一般就労を希望する人に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練や就労に関する相談や支援を行います。

【見込量】

市内事業所が休止中であるため市外事業所の利用者数を考慮し、第6期計画期間中の利用実績から、利用者数は2人、利用日数は1人当たり15日を見込みます。

計画値	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (1月当たり)	2人	2人	4人	2人	2人	2人
延利用日数 (1月当たり)	44日	44日	88日	30日	30日	30日

実績値	第6期計画(令和5年度は見込)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	1人	2人	3人
延利用日数	23日	44日	48日

⑥ 就労継続支援（A型）～雇用型～

【内容】

一般企業等で働くことが困難な人に、雇用契約に基づく生産活動の機会を提供するとともに、知識や能力向上のための訓練を行い、一般就労への移行を支援します。

【見込量】

市内事業所が休止中であるため市外事業所の利用者数を考慮し、第6期計画期間中の利用実績から、利用者数は9人、利用日数は1人当たり15日を見込みます。

計画値	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (1月当たり)	3人	3人	3人	9人	9人	9人
延利用日数 (1月当たり)	68日	68日	68日	135日	135日	135日

実績値	第6期計画(令和5年度は見込)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	9人	11人	7人
延利用日数	163日	206日	108日

⑦ 就労継続支援（B型）～非雇用型～

【内容】

一般企業等では雇用されることが困難な人に、就労する機会を提供するとともに、知識や能力向上のための訓練を行い、就労継続支援（A型）や一般就労への移行を支援します。

【見込量】

第6期計画期間中の利用実績に増減はありますが、ほぼ定員に近い状況での運営を行っていることから、第6期計画期間中の平均値である180人を基準とし、毎年度2人の増加を見込み、利用日数は1人当たり18日を見込みます。

計画値	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (1月当たり)	171人	172人	174人	182人	184人	186人
延利用日数 (1月当たり)	3,377日	3,377日	3,377日	3,276日	3,312日	3,348日

実績値	第6期計画(令和5年度は見込)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	175人	171人	193人
延利用日数	3,034日	3,170日	3,466日

⑧ 就労定着支援

【内容】

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関などとの連絡調整や課題解決に向けた支援を行います。

【見込量】

圏域に事業所が無く、第6期計画期間中の利用実績はありませんが、ニーズの把握に努めるとともに、関係機関等と連携して整備に向けた検討を進めます。

⑨ 就労選択支援（新設）

【内容】

障がい者本人の能力や適性を客観的に評価し、長所や課題を把握するために、就労を希望する本人と支援者が一緒に就労アセスメントを行い、職場で必要となる支援や配慮などの情報を整理した上で、本人に合った就労先を調整していくものです。

【見込量】

令和7年度（予定）から新たに実施されるサービスであり、ニーズの把握に努めるとともに、関係機関等と連携して検討を進めます。

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

【内容】

地域で共同生活をしている人を対象として、相談や日常生活上の援助を行います。

【見込量】

第6期計画期間中の利用実績は増加傾向であり、地域移行へのニーズが高まることを考慮して、第6期計画期間中の平均値である65人を基準とし、毎年度1人の増加を見込みます。

計画値	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (1月当たり)	61人	61人	62人	65人	66人	67人

実績値	第6期計画(令和5年度は見込)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	62人	66人	66人

② 施設入所支援

【内容】

施設に入所している人を対象として、入浴、排せつ、食事等の介護を提供します。

【見込量】

施設入所者の地域生活への移行を進める観点から、国の指針に合わせ、令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数（80人）から5%（4人）の削減を目標として設定します。

計画値	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (1月当たり)	79人	78人	78人	78人	77人	76人

実績値	第6期計画(令和5年度は見込)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	82人	80人	79人

③ 自立生活援助

【内容】

施設を利用していた人が一人暮らしを始めた時に、生活や健康などに問題がないか、訪問して必要な相談に応じます。

【見込量】

圏域に事業所が無く、第6期計画期間中の利用実績はありませんが、ニーズの把握に努めるとともに、関係機関と連携し、サービス提供体制について取り組みます。

2 障がい児サービス等の見込量

(1) 障がい児通所支援

① 児童発達支援

【内容】

障がい児に、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得や集団生活への適応のための支援などを行います。

【見込量】

第6期計画期間中の利用実績は横ばいの状態であり、今後も同様の動向を見込みます。

計画値	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (1月当たり)	27人	27人	27人	19人	19人	19人
延利用日数 (1月当たり)	63日	63日	63日	38日	38日	38日

実績値	第6期計画(令和5年度は見込)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	20人	22人	19人
延利用日数	42日	43日	38日

② 放課後等デイサービス

【内容】

授業の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な支援や社会との交流促進などの支援を行います。

【見込量】

第6期計画期間中の利用実績は横ばいの状態であり、今後も同様の動向を見込みます。

計画値	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (1月当たり)	30人	30人	30人	36人	36人	36人
延利用日数 (1月当たり)	290日	290日	290日	473日	473日	473日

実績値	第6期計画(令和5年度は見込)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	31人	32人	36人
延利用日数	440日	442日	473日

③ 保育所等訪問支援

【内容】

保育所等を訪問し、障がい児が障がいのない児童との集団生活に適応できるようになるための支援を行うとともに、保育所職員等に対して、障がい児への指導について助言します。

【見込量】

児童発達支援センター機能の整備と併せて検討を進めます。

④ 居宅訪問型児童発達支援

【内容】

重度の障がいがある児童に、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得や生活能力の向上のために必要な支援などを行います。

【見込量】

現在、市内では当事業を実施する事業所はありませんが、ニーズに応じて、関係機関等と連携しながら対応します。

⑤ 障がい児入所支援（福祉型・医療型）

【内容】

施設での日常生活を通じて、着脱衣や食事、入浴などの生活習慣の知識と技術を身に付けられるように、自立に向けた支援などを行います。

【見込量】

現在、施設に入所している児童はいませんが、ニーズが生じた場合は、事業を実施している岩手県と連携してサービスを提供します。

(2) 障がい児相談支援

【内容】

障がい児通所支援を利用する児童に、「障がい児支援利用計画」を作成し、定期的に利用状況をモニタリングしながら、必要に応じてサービス内容の調整や見直しを行います。

【見込量】

第6期計画期間中の利用実績は横ばいの状態であり、今後も同様の動向を見込みます。

計画値	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (1月当たり)	5人	5人	5人	14人	14人	14人

実績値	第6期計画(令和5年度は見込)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	14人	16人	14人

(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

【内容】

医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるように、関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うコーディネーターを配置します。

【見込量】

地域の実態に合わせて配置します。

計画値	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置人数	4人	4人	4人	4人	4人	4人

実績値	第6期計画(令和5年度は見込)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	0人	0人	4人

3 相談支援の見込量

(1) 計画相談支援

【内容】

障害福祉サービスを適切に利用するための計画を作成し、定期的に利用状況をモニタリングしながら、必要に応じてサービス内容の調整や見直しを行います。

【見込量】

計画相談支援については、障がい福祉サービスの利用者全てを対象とすることから、令和4年度実績の69人を基準として、毎年度3人の増加を見込みます。

計画値	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (1月当たり)	59人	59人	60人	72人	75人	78人

実績値	第6期計画(令和5年度は見込)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	60人	69人	72人

(2) 地域移行支援

【内容】

施設や精神科病院等に入所・入院している人に、住宅の確保など、地域生活に移行するための支援を行います。

【見込量】

第6期計画期間中の利用実績はありませんが、地域移行へのニーズが高まることを考慮して、毎年度1人を見込みます。

計画値	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (年間)	1人	1人	1人	1人	1人	1人

実績値	第6期計画(令和5年度は見込)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0人	0人	0人

(3) 地域定着支援（地域相談支援）

【内容】

施設や精神科病院等から退所・退院した人や家族との同居から一人暮らしに移行した人に、緊急の事態における相談や訪問など、地域生活を継続していくための支援を行います。

【見込量】

第6期計画期間中の利用実績はありませんが、地域移行へのニーズが高まることを考慮して、毎年度1人を見込みます。

計画値	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (年間)	1人	1人	1人	1人	1人	1人

実績値	第6期計画(令和5年度は見込)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0人	0人	0人

4 地域生活支援事業の見込量

(1) 理解促進研修・啓発事業

【内容】

地域の住民に、障がい者などに対する理解を深めるため、研修会等により啓発活動を行います。

【見込量】

手話・点字教室などを引き続き実施していきます。

計画値	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

実績値	第6期計画(令和5年度は見込)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

【内容】

障がい者やその家族、地域住民が地域において自発的に行うボランティア活動等を支援します。

【見込量】

重度心身障がい児等ピアサポート*事業等への支援を引き続き実施していきます。

計画値	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

実績値	第6期計画(令和5年度は見込)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	無	無	有

※ピアサポート

ピア(Peer)とは、「仲間」を意味し、障がいがある人の場合は、障がいがある人やその家族が当事者同士で集まり、お互いの課題や抱えている辛さを共有し、分かち合いながら助け合う活動のこと。

(3) 相談支援事業

【内容】

事業名等	内容
障がい者相談支援事業	障がい者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言その他障がい福祉サービスの利用支援などを行います。
基幹相談支援センター等強化事業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門的職員(社会福祉士、保健師、精神保健福祉士など)を配置し、相談支援の機能強化を図ります。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務を行います。
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	賃貸住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に、入居に必要な調整などに係る支援や家主等への相談、助言を行います。

【見込量】

障がい者相談支援事業等を引き続き実施するとともに、基幹相談支援センター及び住宅入居等支援事業の実施に努めます。

計画値		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者相談支援事業	実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センター等強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	有	無	無	有
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	実施の有無	有	有	有	有	有	有

実績値		第6期計画(令和5年度は見込)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者相談支援事業	実施箇所数	1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センター等強化事業	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	無
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

(4) 成年後見制度利用支援事業

【内容】

判断能力が十分でない障がい者の権利を擁護するため、成年後見制度の申請支援などを行います。

【見込量】

障がい者の高齢化が進んでおり、身内がない障がい者が増加することを考慮し、毎年度1人を見込みます。

計画値	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(年間)	1人	0人	1人	1人	1人	1人

実績値	第6期計画(令和5年度は見込)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	0人	0人	1人

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

【内容】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

【見込量】

障がい者や家族の高齢化等を背景として、成年後見制度の必要性が高くなると見込まれます。法人として成年後見人等を受任し、組織の力で継続的かつ安定的に支援（職務）を担い続けることができる法人後見体制の整備に向けて取り組みます。

(6) 意思疎通支援事業

【内容】

事業名等	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	手話や要約筆記を必要とする障がい者に、手話通訳者や要約筆記者の派遣により、意思の疎通と社会参加を支援します。
手話通訳者設置事業	地域福祉課内に障がい者福祉相談員(手話通訳者)を配置することにより、聴覚障がい者へのコミュニケーション支援を行います。

【見込量】

手話通訳者派遣等については、利用実績は横ばいの状態であり、今後も同様の動向を見込みます。

手話通訳者については、引き続き市役所内に1人を配置します。

計画値		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数	15件	15件	15件	24件	24件	24件
手話通訳者設置事業	設置者数	1人	1人	1人	1人	1人	1人

実績値		第6期計画(令和5年度は見込)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数	24件	24件	24件
手話通訳者設置事業	設置者数	1人	1人	1人

(7) 日常生活用具給付事業

【内容】

障がい者等の日常生活が、より円滑に行われるための用具を給付します。

サービス名	内 容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、体位変換器等
自立生活支援用具	入浴補助用具、頭部保護帽、特殊便器等
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人口咽頭、聴覚障がい者用通信装置等
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
居宅生活動作補助用具	障がい者の居宅内での移動等を円滑にする用具

【見込量】

これまでの利用実績や、将来需要を勘案して見込みます。

計画値		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	利用件数(年間)	2件	2件	2件	1件	1件	1件
自立生活支援用具	利用件数(年間)	3件	3件	3件	3件	3件	3件
在宅療養等支援用具	利用件数(年間)	8件	8件	8件	9件	9件	9件
情報・意思疎通支援用具	利用件数(年間)	50件	50件	50件	24件	24件	24件
排泄管理支援用具	利用件数(年間)	900件	900件	900件	860件	860件	860件
居宅生活動作補助用具	利用件数(年間)	2件	2件	2件	1件	1件	1件

実績値		第6期計画(令和5年度は見込)		
		令和3年度	令和4年度	令和3年度
介護・訓練支援用具	利用件数(年間)	1件	0件	1件
自立生活支援用具	利用件数(年間)	2件	3件	2件
在宅療養等支援用具	利用件数(年間)	8件	12件	9件
情報・意思疎通支援用具	利用件数(年間)	27件	21件	24件
排泄管理支援用具	利用件数(年間)	833件	873件	864件
居宅生活動作補助用具	利用件数(年間)	0件	1件	0件

(8) 手話奉仕員養成研修事業

【内容】

聴覚障がい者等のコミュニケーションを支援するため、研修などを実施し、手話奉仕員を養成します。

【見込量】

今後も継続して養成講座を実施しながら、受講者のフォローアップに努めます。

計画値	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
講習終了者数 (登録者数)	5人 (3人)	5人 (3人)	5人 (3人)	6人 (4人)	6人 (4人)	6人 (4人)

実績値	第6期計画(令和5年度は見込)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
講習終了者数 (登録者数)	7人 (6人)	6人 (4人)	9人 (5人)

(9) 移動支援事業

【内容】

屋外での移動が困難な人に、地域での自立した生活や社会参加を促すため、外出に必要な支援を行います。

【見込量】

第6期計画期間中の利用実績から、利用者数は期間中の平均値である3人、利用日数は1人当たり38日を見込みます。

計画値	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (年間)	2人	2人	2人	3人	3人	3人
延利用時間	60時間	60時間	60時間	114時間	114時間	114時間

実績値	第6期計画(令和5年度は見込)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	3人	2人	3人
延利用時間	75時間	43時間	182時間

(10) 地域活動支援センター

【内容】

在宅の障がい者に、創作的な活動や生産的な活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図ります。

【見込量】

第6期計画期間中の利用実績はほぼ横ばいの状態であり、今後も同様の動向を見込みます。

計画値		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市内	実施箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	利用者数	60人	60人	60人	56人	56人	56人
市外	実施箇所数	1か所	1か所	1か所	2か所	2か所	2か所
	利用者数	1人	1人	1人	2人	2人	2人

実績値		第6期計画(令和5年度は見込)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
市内	実施箇所数	2か所	2か所	2か所
	利用者数	57人	53人	56人
市外	実施箇所数	2か所	2か所	2か所
	利用者数	2人	2人	2人

(11) 日中一時支援事業

【内容】

障がい者等の日中活動の場を提供するとともに、介護者の一時的な休息の取得を図ります。

【見込量】

第6期計画期間中の利用実績から、利用者数は期間中の平均値である21人、利用回数は1人当たり15回を見込みます。

計画値	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(年間)	30人	30人	30人	21人	21人	21人
延利用回数(年間)	700回	700回	700回	315回	315回	315回

実績値	第6期計画(令和5年度は見込)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	20人	20人	22人
延利用回数	294回	277回	360回

(12) 身体障害者自動車運転免許取得・改造助成事業

【内容】

身体障がい者が自動車運転免許を取得する場合に、費用の一部を助成します。

また、障がい者が所有し、自身が運転する自動車を改造する場合など、費用の一部を助成します。

【見込量】

第6期計画期間中の利用実績に増減はありますが、今後も一定のニーズが予想されるため、第6期計画期間中の平均値である2件を見込みます。

計画値	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件数	2件	2件	2件	2件	2件	2件

実績値	第6期計画(令和5年度は見込)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	3件	0件	2件

(13) 発達障がい者及び家族等支援事業

【内容】

発達障がいの特性を理解し、適切な対応ができるようにペアレントトレーニング^{※1}等の支援プログラムの受講を促します。

【見込量】

現在、圏域には発達障がい者支援機関はないため、岩手県が実施する支援プログラムの受講者の増加を目指します。

ペアレントメンター^{※2}やピアサポート活動については、関係団体と連携しながら体制整備を図ります。

計画値	第6期計画			第7期計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支援プログラムの受講者数	4人	4人	4人	1人	1人	1人
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人	1人	1人	1人
ピアサポート活動への参加人数	0人	0人	0人	9人	9人	9人

実績値	第6期計画(令和5年度は見込)		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援プログラムの受講者数	0人	0人	0人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	0人
ピアサポート活動への参加人数	0人	0人	9人

※1 ペアレントトレーニング

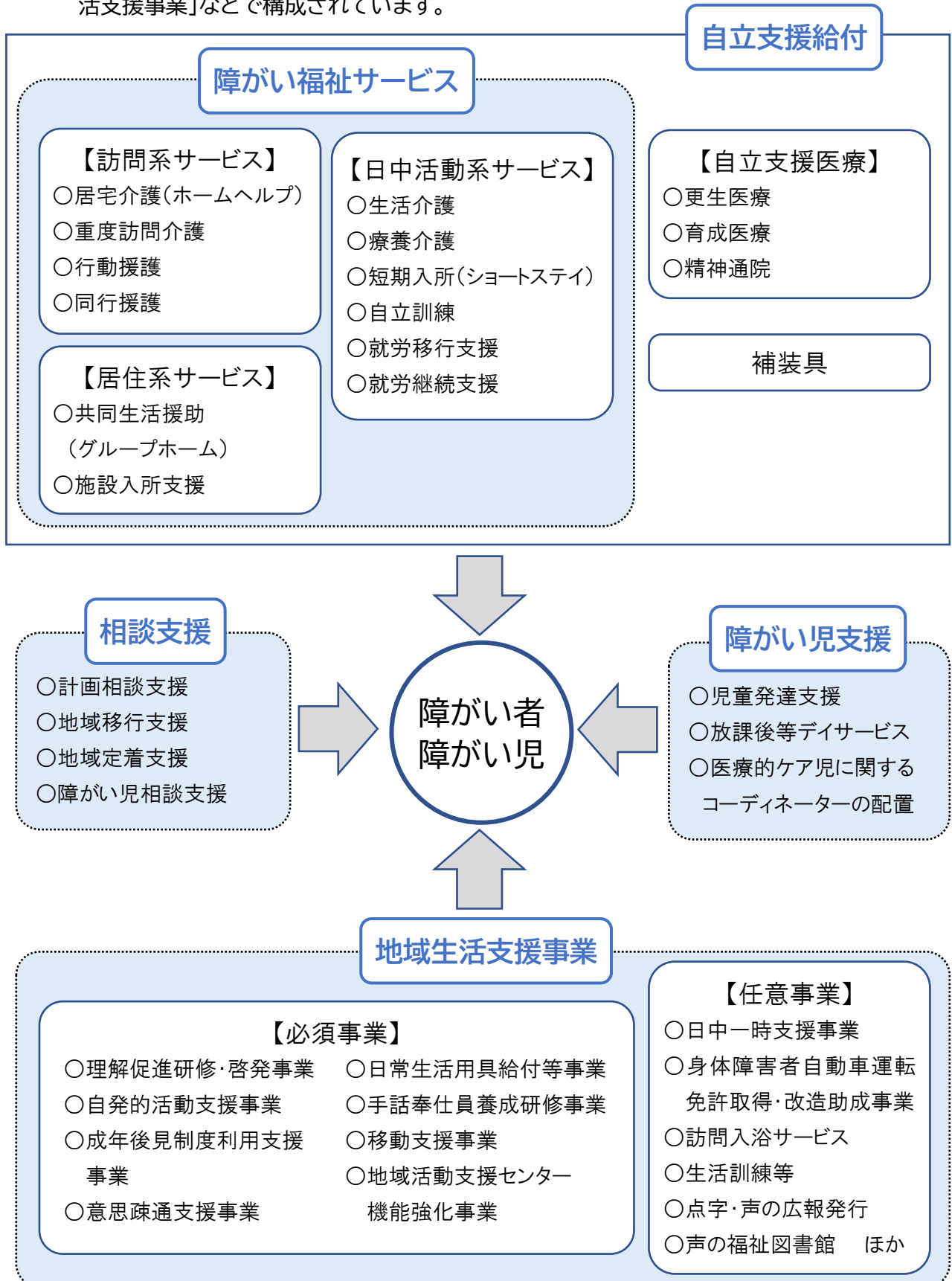
親は自分の子どもに対して、最良の治療者になることができるという考えに基づき、親に子どもの養育技術を身につけてもらうトレーニングのこと。

※2 ペアレントメンター

発達障がい児の子育て経験がある親であって、その育児経験をいかし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して、相談や助言を行う人のこと。

《参考》 大船渡市におけるサービスの構成

大船渡市におけるサービスは、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等の「障がい福祉サービス」、計画相談支援などを行う「相談支援」、障がい児相談支援等を行う「障がい児支援」、障がいのある人の自立した地域生活を支援するための「地域生活支援事業」などで構成されています。



資料編

1 策定経過

開催日	会議名等	内容
令和5年4月27日	第1回第4次大船渡市障がい者福祉計画庁内策定会議	計画策定スケジュールについてアンケートの実施について
令和5年5月9日～ 令和5年6月9日	アンケート調査実施	市内在住の障害者手帳所持者324人を対象にアンケート調査を実施
令和5年8月3日	ワークショップ開催	障がい者当事者団体や障害福祉サービス事業者等を対象に、「大船渡市における障害のある方を取り巻く課題と地域の強み」をテーマにしたワークショップを開催
令和5年8月23日～ 令和5年9月5日	事業所アンケート実施	障害福祉サービス提供事業者を対象に、サービス供給量の把握等を目的としたアンケート調査を実施
令和5年10月6日	第1回庁内ワーキンググループ（書面開催）	素案の検討
令和5年10月31日	第2回第4次大船渡市障がい者福祉計画庁内策定会議	素案の検討
令和5年11月16日	第2回庁内ワーキンググループ（書面開催）	素案の検討
令和5年11月22日	気仙地域障がい者自立支援協議会・障がい福祉計画部会（大船渡市分）開催	素案の検討
令和5年12月22日	大船渡市議会全員協議会	計画案の協議
令和5年12月26日 ～令和6年1月14日	パブリックコメントの実施	
令和6年3月12日	第3回第4次大船渡市障がい者福祉計画庁内策定会議	最終案の報告

2 策定体制

第4次大船渡市障がい者福祉計画庁内策定会議設置要綱

(設置)

第1 第4次大船渡市障がい者福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関し、必要な事項を検討するため、第4次大船渡市障がい者福祉計画庁内策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 策定会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画案の作成及び調整に関すること
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項に関すること

(組織)

第3 策定会議は、別表に掲げる職にあるものをもって組織する。

- 2 会長は、保健福祉部長をもって充てる。
- 3 副会長は、構成員の中から会長が指名するものをもって充てる。

(職務)

第4 会長は、会務を総括し、策定会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 策定会議は、会長が招集する。

- 2 策定会議は、必要に応じて、策定会議に関係のある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第6 計画の策定に係る専門事項の調査、研究等に当たるため、策定会議にワーキンググループを置くことができる。

(解散)

第7 策定会議は、計画の策定の日解散する。

(庶務)

第8 策定会議の庶務は、保健福祉部地域福祉課において処理する。

(雑則)

第9 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

第4次大船渡市障がい者福祉計画庁内策定会議名簿

職 名	氏 名	備 考
保健福祉部長	金野 久志	会 長
企画政策部長	江刺 雄輝	
総務部長	佐藤 雅俊	
協働まちづくり部長	佐藤 信一	
市民生活部長	新沼 徹	
商工港湾部長	今野 勝則	
都市整備部長	金野 尚一	
教育次長	伊藤 真紀子	
保健福祉部子ども課長	伊勢 徳雄	
保健福祉部長寿社会課長	佐々木 卓也	
保健福祉部健康推進課長	佐藤 かおり	
教育委員会学校教育課長	佐藤 和生	
保健福祉部地域福祉課長	藤原 秀樹	副会長

